

令和4年6月29日改正

定 款

株式会社 愛媛銀行

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当銀行は、株式会社愛媛銀行と称し、英文では、The Ehime Bank, Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付け、または手形の割引ならびに為替取引
2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務
4. 信託業務
5. 前各号の業務のほか、銀行法、担保付社債信託法、その他の法律により銀行が営むことのできる業務
6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

(本店の所在地)

第3条 当銀行は、本店を愛媛県松山市に置く。

(機関の設置)

第4条 当銀行は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞ならびに松山市において発行する愛媛新聞に掲載して公告する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当銀行の発行可能株式総数は、1億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当銀行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当銀行の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規程)

第9条 当銀行の株式に関する取扱およびその手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取扱わない。

(単元未満株式の買増請求)

第11条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当銀行に請求することができる。

第3章 株 主 総 会

(基準日)

第12条 当銀行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第13条 当銀行の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、頭取が招集し、その議長となる。頭取に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代る。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる

株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当銀行は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとするができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当銀行の取締役は、10名以上とする。

(選任)

第19条 当銀行の取締役は、株主総会において選任する。

- ② 前項の選任に当っては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会)

第21条 取締役をもって取締役会を組織する。

- ② 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役会の招集)

第22条 取締役会は、取締役会長が招集してその議長となる。取締役会長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代る。

- ② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、さらにこれを短縮することができる。
- ③ 取締役会は取締役および監査役の全員の同意あるときは、招集手続を経ずして開くことができる。

(取締役会の決議方法等)

第23条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(代表取締役および役付取締役)

第24条 取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長1名、頭取1名、副頭取、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

- ② 取締役会の決議により、頭取を代表取締役に選定するほか、その他の取締役の中から代表取締役を選定することができる。
- ③ 取締役会長は銀行の業務を総理する。
- ④ 頭取は銀行の業務を統轄する。
- ⑤ 副頭取、専務取締役および常務取締役は、取締役会長、頭取を補佐して、業務を分掌する。
- ⑥ 頭取に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が頭取の職務を行う。

(社外取締役との責任限定契約)

第25条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第26条 当銀行の監査役は、3名以上とする。

(選 任)

第27条 当銀行の監査役は、株主総会において選任する。

- ② 前項の選任に当っては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(監査役会)

第29条 監査役をもって監査役会を組織する。

- ② 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役会の招集通知)

第30条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。

ただし、緊急の必要あるときは、さらにこれを短縮することができる。

- ② 監査役会は監査役の全員の同意あるときは、招集手続を経ずして開くことができる。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(社外監査役との責任限定契約)

第32条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第34条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

(中間配当)

第35条 当銀行は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 期末配当金および中間配当金が支払開始日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当銀行は、その支払の義務を免れる。

② 未払い期末配当金ならびに未払い中間配当金については利息を付さない。

附 則

1. 変更前定款第16条の規定の削除および変更後定款第16条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日（以下、施行日という）から効力を生ずるものとする。

2. 施行日から次の定めを有するものとする。

なお、本定めは、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで効力を有するものとする。

当銀行は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。

3. 本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。

令和4年6月29日開催の第118期定時株主総会で承認された定款の原本である。

株式会社 **愛媛銀行**
代表取締役 **西川 義教**